
第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

深刻な自殺者数

わが国の自殺者数は、1998（平成 10）年以降、3 万人を超える高い水準が続き、2003（平成 15）年には最多となりました。その後横ばい状態が続き、2010（平成 22）年以降によりやく減少傾向となりました。

国では、1998（平成 10）年以降に自殺者数の深刻な状況が続いていたことを受けて、2006（平成 18）年 6 月に「自殺対策基本法」が成立し、10 月より施行されました。また 2007（平成 19）年 6 月には、自殺対策基本法に基づき、国で推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が策定されました。その後、2008（平成 20）年 10 月に一部改正、2012（平成 24）年 8 月に全体的な見直しが行われました。

「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を目指して

その後、2016（平成 28）年 4 月に改正自殺対策基本法が施行され、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定するものとされました。2017（平成 29）年 7 月には「自殺総合対策大綱～誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。この中で、自殺総合対策の基本理念や基本方針等が整理され、最終的に目指すべき姿として「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を掲げています。ここでいう自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを軽減させることとされています。



資料:厚生労働省自殺対策推進室
「平成 29 年度中における自殺の状況」より引用

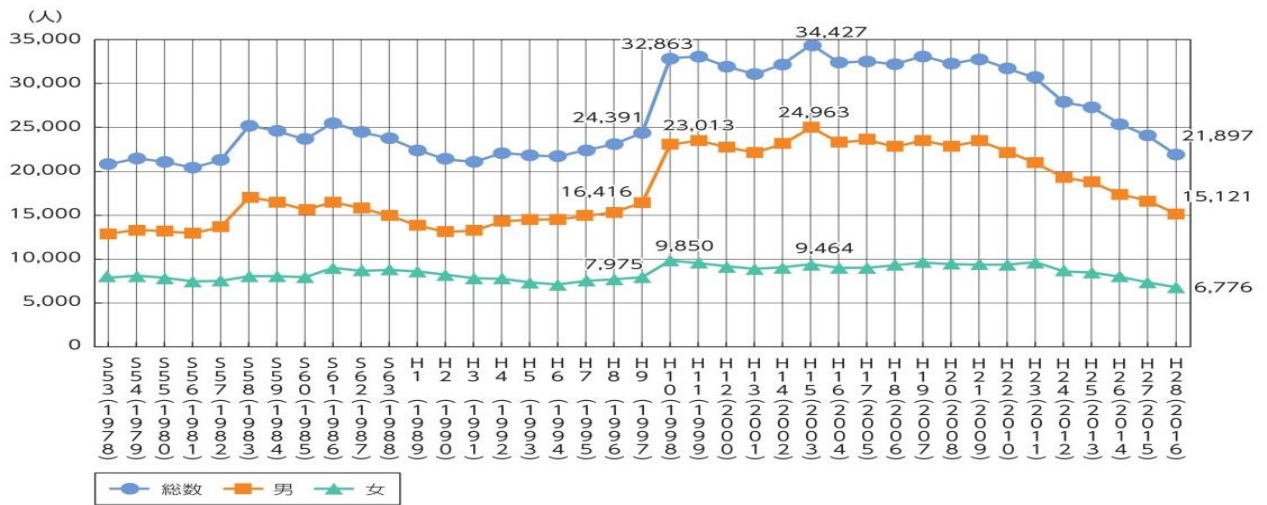
埼玉県では、「埼玉県地域保健医療計画」や国の「自殺総合対策大綱」の趣旨をふまえて、2008（平成 20）年 9 月策定した「埼玉県自殺対策推進ガイドライン」を進化・発展させ、自殺対策基本法第 13 条第 1 項に基づき、2018（平成 30）年 3 月「埼玉県自殺対策計画」が策定されました。

本市では、このような国や県の動向をふまえ、すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、「吉川市自殺対策計画」を策定するものです。

【参考】国の動向

■我が国の自殺対策をめぐる主な動き

【図表1 自殺者数の推移】



資料:「平成 29 年自殺対策白書」より引用 警察庁「自殺統計」

【図表2 自殺対策をめぐる主な動き】

平成 17 年	5 月	民間団体と議員有志の共催による自殺対策シンポジウム開催
	7 月	参議院厚生労働委員会「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」
	12 月	自殺対策関係省庁連絡会議において「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」取りまとめ
平成 18 年	5 月	民間団体が「自殺防止を考える議員有志の会」へ「自殺対策の法制化を求める要望書」を提出
	6 月	民間団体が「法制化を求める 10 万筆超の署名」を参議院議長に提出 「自殺対策基本法」成立(全会一致で可決)
平成 19 年	4 月	内閣府自殺対策推進室設置
	6 月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
	9 月	初の「自殺予防週間」の実施
	11 月	初の「自殺対策白書」閣議決定
平成 20 年	5 月	民間団体が「自殺実態白書2008」を公表(内閣府特命担当大臣に提出)
	10 月	「自殺対策加速化プラン」決定(自殺総合対策会議) 「自殺総合対策大綱」一部改正
平成 21 年	5 月	平成 21 年度第一次補正予算「地域自殺対策緊急強化基金」
	11 月	「自殺対策100日プラン」発表(自殺対策緊急戦略チーム)
平成 22 年	2 月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定(自殺総合対策会議)
	3 月	初の「自殺対策強化月間」の実施(睡眠キャンペーン等) 内閣府本府参加が「自殺リスクの要因分析」発表
	4 月	「地域における自殺の基礎資料(詳細資料)」の公表開始
平成 23 年	6 月	東日本大震災に関連する月別自殺者数の把握開始
	11 月	「地域自殺対策緊急強化基金」の積み増し
平成 24 年	3 月	「よりそいホットライン」が全国で運用開始
	8 月	「自殺総合対策大綱」の見直し
平成 25 年	2 月	「地域自殺対策緊急強化基金」の積み増し
	10 月	自殺対策を推進する議員の会(議員の会)発足
	11 月	議員の会「自殺対策に不可欠な財源確保に対する緊急要望」
平成 26 年	2 月	「地域自殺対策緊急強化基金」の積み増し
	6 月	議員の会「若者自殺対策に関する緊急要望」
平成 27 年	2 月	平成 26 年度補正予算「地域自殺対策強化交付金」
	5 月	民間団体と議員の会の共催による「自殺総合対策の更なる推進を求める院内集会」開催
	6 月	参議院厚生労働委員会「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」
平成 28 年	3 月	「自殺対策基本法の一部を改正する法律」成立(全会一致で可決) 自殺対策推進業務が厚生労働省に移管
	4 月	平成 28 年度当初予算「地域自殺対策強化交付金」

資料:「平成 28 年自殺対策白書」より引用

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

2016（平成28）年に改正された「自殺対策基本法」第13条において、都道府県及び市町村は、国の自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとするされました。

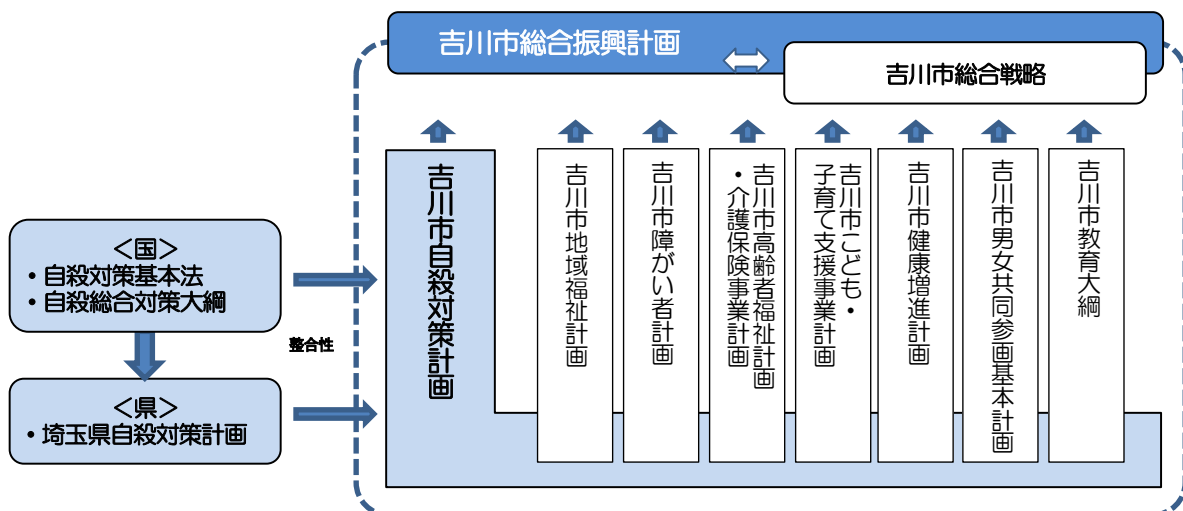
本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。策定にあたっては、国の「自殺総合対策大綱」の趣旨をふまえつつ、「埼玉県自殺対策計画」との整合性を図ります。

「自殺対策基本法」 第13条第2項

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする

また、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、生きることの包括的な支援として実施していく必要があります。

そのためにも本計画では、各分野にわたるさまざまな施策を「自殺対策」という観点から整理し、各種関連する施策と連動させていけるよう、整合性を図ります。



【参考】自殺対策基本法の概要

2006（平成18）年10月28日に施行、2016（平成28）年4月1日に改正。自殺対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めた。

目的規定の改正（第1条）		
○目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加		
基本理念の追加（第2条第1項・第5項）		
○自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。 ○自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない		
国の責務の改正（第3条第3項）	自殺予防週間・自殺対策強化月間（第7条）	関係者の連携協力（第8条）
○国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助	○自殺予防週間（9月10日～9月16日）を設け、啓発活動を広く展開 ○自殺対策強化月間（3月）を設け、自殺対策を集中的に展開	○国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力
都道府県自殺対策計画等（第13条）		
○都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める		
都道府県・市町村に対する交付金の交付（第14条）		
○国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付		
基本的施策の拡充		
[調査研究等の推進・体制の整備]（第15条）		
①自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供 ②国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備		
[人材の確保等]（第16条）		
自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講じるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加		
[心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等]（第17条）		
①国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定 ②学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める。		
[医療提供体制の整備]（第18条）		
自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定		
必要な組織の整備（第25条）	施行期日（附則）	
○政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備	○平成28年4月1日から施行	

資料「平成29年自殺対策白書」より引用

【参考】自殺対策大綱の策定

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。

2007（平成 19）年6月に初めての自殺総合対策大綱が閣議決定された。自殺対策を進める上での6つの基本的考え方を示し、青少年（30歳未満）、中高年（30～64歳）、高齢者（65歳以上）の3世代に分けて、各世代の自殺の特徴と取り組むべき自殺対策の方向を示した。また当面、特に集中すべきものを設定した。

2016（平成 28）年には自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態をふまえた見直しが行われ、2017（平成 29）年7月を以て「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はいまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

（WHO：仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012)）

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

資料：厚生労働省 HP「自殺総合対策の概要」より引用

(2) 本計画と持続可能な開発目標 (SDGs)



「SDGs (エス・ディー・ジーズ)」とは、2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際目標であり、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した 17 の目標のことです。

「SDGs」では、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) 社会の実現を目指し、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

この SDGs の目標と本計画に定める施策の目標とは、健康・福祉分野をはじめ、重なる部分が多くあるため、本計画に位置付ける施策を着実に実施することで、SDGs の目標達成に向けた取組が推進されるものと捉えています。

(3) 計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね 5 年を目途に見直すこととされていることをふまえ、本計画の期間は 2019 (平成 31) 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

ただし、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」が改正された場合等、必要に応じて見直しを行います。